選挙市民審議会　第１回第１部門・第３部門合同審議会　議事録
2016 年 8 月 23 日（火）17:00－18:50
衆議院第２議員会館地下第６会議室
出席委員　片木淳　濱野道雄　山口あずさ（以上第１部門）
　　三木由希子　北川正恭（以上第３部門）
陪席委員　太田光征　桂協助（以上第２部門）
事務局　　城倉啓　岡村千鶴子　吉野健太郎　富山達夫　丸井英里
傍聴市民　３名

片木淳：まず私の方からご挨拶を申し上げたいと思います。今日は大変お忙しいなかをお集まりいただきましてありがとうございます。そこに次第があります通り、本日は第１・第３部門の合同会議、確か初めてじゃなかったかと思いますが、第１・第２・第３部門でそれぞれ分担して審議を進めておりますけれども、本日は第１と第３部門とで共通するテーマにつきまして合同で議論してみようじゃないかということでお集まりいただいておるわけでございます。前半は濱野先生から立会演説会の復活ということでお願いをし、後半は北川先生、ローカルマニフェストに関しまして発題をいただくということで進める予定でございます。今日は、7 時までにここを撤収しないといけないという会場の都合がありますので、時間は 18 時 45 分に終わりたいと思ってますので、ご協力をよろしくお願いいたしたいと思います。私の方からは以上挨拶に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。
三木由希子：第３部門の三木です。今日は天気が何となく変な状態でこの一週間くらいきていますけれども始まる時間に雨が降っていなくて良かったっていうのが今日の正直なところです。今日は第１・第３の合同会議となったんですけれども、第３部門は今地方議会選挙と地方の首長選挙について、今の選挙制度が色んな意味で限界に来ていて破綻も多いということで選挙制度の議論をしています。そういう中で国政ではないんですが地方議会の選挙も公職選挙法の選挙運動との関係で色々と第１部門の議論と重なるところがあると。いうところで、一度どこかできちんと議論ができたら良いということで、このような機会を今日設けていただいたというのが経緯であります。ですので、それぞれがそれぞれの部門ごとに議論をしているんですけれども、ここで今日議論したことがそれぞれの部門での検討内容に上手く反映していけるように今日良い議論ができたら良いと思っています。よろしくお願いいたします。
片木淳：ありがとうございました。それでは早速中身に入らせていただきたいと思います。濱野委員にはお忙しいところ準備をいただきましてありがとうございました。それでは早速ですけれど立会演説会の復活ということでお願いをいたしたいと思います。

濱野道雄：立会演説会の復活という事で発題をさせていただきます。ただし、私の専門はキリスト教の新約聖書や倫理学でして、法学や政治学に関しては全くの素人ですから、足りないことだらけと思います。専門の先生方に教えて頂きたいと願いつつ、一市民の言葉としてお聞きいただければ幸いです。
　５月に選挙市民審議会から出されました「選挙市民審議会見解」（2016.5.25）には、いくつかの具体的な提言の中の一つに「…＊候補者の政策を「知る権利」を保証する立会演説会の復活と第三者主催を含めた演説会の自由化」と入っております。
　３月の第一部門会議の時に、私は、候補者が選挙期間中にこそ一堂に会して、その実現しようとしてい

る政策を説明する機会、つまり立会演説会があると良いのではないかと発言しましたので、今回この発題をせよということと思います。ただ、私は立会演説会という方法に特別にこだわった訳ではなく、ともかく現在の候補者の名前の連呼だけが印象に残るような、また組織や人脈による「人物」中心の選挙から、「政策」中心の選挙に変わることが重要ではないか、その方法の一つとして立会演説会の復活があるのではないかと申し上げました。「政策」中心の選挙になれば、知名度のある現職にばかり有利な選挙で無くなり、新人やマイノリティへもチャンスがまわってくる政治になるのではないかと考えたわけです。またお任せ民主主義的に知名度のある人に投票し、その結果の政策に対して「こんなはずではなかった」と失望し、さらに政治や選挙への関心を失うという悪循環にブレーキをかける試みにもなるのではないかと思うのです。

特に私は、18 歳など選挙権を得た若い人々や、外国人の参政権を思います。大学生たちと話しておりますと、少なからぬ人々が、誰になぜ投票すべきかが、自信が持てないと言っておりました。今回の 18 歳選挙権は、その人々が求めて得られたものではなく、ある意味求めていないからこそ与えられたようなところがあるのだと思います。選挙権があるなら、その人々に不利な政治になっても本人の責任だろうと言うわけです。ある大学生は、例えば外国でレストランに入って良く分からないメニューをもとに、何かを注文しなくてはいけないけれども、何が出てくるかわからない不安があるのに似ていると言っておりました。あるいは通信販売などで妙な契約をよくわからずにしてしまったようなもので、選挙ですから、クーリングオフできないといったことなのかもしれません。そこには確かに説明責任がある訳です。ここには主権者教育の課題が大きくあるとも思いました。

そして、後ろの資料に、日本経済新聞社の『18 歳からの政治入門』からコピーしておきましたが、シルバー・デモクラシーのもと、若い人たちが選挙を理解できない、だから関心を持てないときに、どんどん不利になることが明確です。

また私は外国人の参政権が拡大されること、そしてそのような選挙制度になると良いと思っておりますが、その際にも、やはり分かりやすい、明確な政策の説明がなされる、そのような方法が何か必要であろうと思います。その方法の一つとして立会演説会の復活を考えてみたいのです。

まず現状を見ていきますと、公職選挙法の第１６４条の３によって第三者主催による立会演説会は禁止されています。レジメに記しておきました。

これは 1983 年の公職選挙法改訂によるものです。改訂以前の公職選挙法を古い六法全書からコピーして資料としておきましたが、現在は中身が変わりました 152 条と、削除されております第 153 条から 160 条にかけては立会演説会に関するものでした。少しだけ読んでみますとこうあります。

（立会演説会）

第 152 条　衆議院議員、参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙については、この法律の定めるところにより公営の立会演説会を行う。

（立会演説会の開催）

第 153 条　立会演説会は、公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため、都道府県の選挙管理委員会が指定する市町村において開催する。

このように 1983 年の法改訂以前は、公営の、選挙管理委員会の管理のもとで立会演説会を行うことになっておりました。これが廃止されていった理由として、聴衆が減少したということ、またそれぞれの

候補者の応援合戦、対立候補へのヤジ合戦のようになっていって、本来の目的であった「公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため」ということができなかったということなどが言われています。ですから、これをそのまま復活させるということが理想でもないでしょうけれども、それでも「公職の候補者の政見を選挙人に周知させるため」という目的自体は、政策中心の選挙を目指すためには重要なことであり続けているのではないかと思います。

現在の公職選挙法の下でも、個人演説会を合同で開くならば、実質的な立会演説会を開催することはできますが、実施される例は少ないでしょう。

選挙期間より前ならば可能です。例えば昨年の神奈川県知事選では慶応大学の学生たちが呼びかけ、公開討論会が開催されました。あるいは 1996 年に発足した NGO リンカーン・フォーラムは、立会演説会に代わるものとして公開討論会を各地で呼びかけ、企画しています。ただしこのような公開討論会も、選挙期間前にしか開くことができず、どうしても市民の関心もまだ低い時機の開催ということになってしまいます。そこでこの規制の撤廃を望むわけです。それでも、リンカーン・フォーラムのホームページを見ますと、このような言葉があります。

「今まで３００回を超える公開討論にかかわってきたが、平均してその前の選挙の投票率よりも９％を超える投票率の上昇をみたことからも、公開討論会が有権者の選挙に対する意識を変える一助になったと考えてもいいのではなかろうか。」

ならばこれを選挙期間中に行えれば、９％以上の効果があるという事になります。

この NGO 名前にリンカーンとあるのは、公開討論を選挙のやり方として定着させたアメリカの、1858 年の「リンカーン・ダグラス・ディベート」から来ているのでしょう。しかし、このアメリカなどのやり方は、日本に定着しづらかったのかもしれません。そこに日本における民主主義の成熟度合の課題を見る気も致します。例えば、これは立会演説会ではありませんが、今回の参院選前のテレビ党首討論は、前回、前々回と 4 回は開催されてきておりますが、自民党からの申し入れで、1 回だけになり、民進党の岡田代表は「非常にバランスが悪い」と批判していたことは記憶に新しいと思います。

また例えば、私は現在福岡にある大学の教員をしておりますが、その学生たちは Fukuoka Youth Movement ともうしまして、東京で言えばシールズのような活動をしておりました。そしてこの人たちも選挙期間前に公開討論会を各党の候補者に呼びかけて開催しました。しかしそこに自民、公明の候補者からの出席はなく、他の、いわば似た政策を訴えている野党の候補者の討論だけを聞く会となりました。

今度の参院選から始まった 18 歳の投票ですが、全国的には投票率が低いという事で話題になりました。東京新聞の調査によれば、18 歳の投票率は他の世代に比べて 3.5 パーセントほど低かったということですが、しかし福岡でも、東京でも反対でして、18 歳の方が、他の世代より 3 パーセント以上投票率が高かったわけです。そのような、まだ社会経験の浅い人々が、この選挙によって政治がどのように変わるのかを知りたいと願い、実際に努力して公開討論会を企画しているのに、それが報われないのは健全ではないと、大学の教員の立場からも思った次第です。

次に、この立会演説会を望む根拠に触れたいと思います。それは「選挙市民審議会見解」にもありましたように、「候補者の政策を「知る権利」」にあります。「知る権利」ですが、そこには２つの機能があると言われます。一つは個人的機能です。

今回テーマになっているのはもう一つの機能で、参政権的機能です。東京大学総長だった浜田純一氏

の文章をそこに記しておきましたが、それによれば「知る権利」は憲法において、一つは参政権、もう一つは表現の自由にその基礎をおいていると言えるのかもしれません。

まず参政権には、憲法前文や、憲法第 1 条に明記されている国民主権を具体化する方法として、憲法第 15 条の国会議員を選挙したり議員に立候補したりする権利などがありますが、その一つとして知る権利もあると言えるのでしょう。

そして憲法 21 条の表現の自由との関係はどうでしょうか。浜田氏の文書にありました、外務省公電漏洩事件の最高裁判決文もそこに記しておきました。憲法 21 条には表現の自由が保障されていますが、これが保障されているのは「受け手」の存在が前提とされているわけで、これは「受け手」の知る権利とセットだという判決でしょう。知る権利を、つまり国民は自由に情報を受け取り、または、国家に対し情報の公開を請求する権利を、憲法に保障された表現の自由とセットで、基本的人権として持っていると言えるのかもしれません。それを現在の公職選挙法は規制をかけることで、ある意味犯していると言えば言いすぎでしょうか。

ではどう変えていくべきでしょうか。まず他の国の例を見ておきましょう。

イギリスでは、主な選挙運動は、候補者による個別訪問、その際の有権者との間で短い政策論争であると言われます。そして候補者同士が有権者の前で、公開討論会を繰り返していくことが挙げられます。有権者は、例えば 1 ポンド程度の入場料を払ってでも、この公開討論会にずいぶん集まってくるそうです。

そこでは単に候補者による一方的な演説ではなく、討論会が行われることが意義深く思われます。日本でも以前の「演説会」よりも、討論会の方が、復活させるならば良いのかもしれません。

さらにその討論が、候補者同士だけではなく、有権者とも討論することが意義深く思われます。ですから質疑応答会にもなればより豊かになるかもしれません。

またイギリスで選挙にかかる費用は日本に比べ少ないのですが、この討論中心、政策中心の選挙は、今の日本の選挙のように言葉というよりイメージをどれだけの量をもってくり広げられたかを争う、それではなく、お金のかからない言葉を争う訳ですから、費用もかかからない。その結果によっても、新人やマイノリティにもチャンスが回ってくる選挙になりやすいかもしれません。

次にアメリカの例で言えば、まず大統領候者による討論会が思い浮かびます。先ほど申しましたリンカーン以来の伝統でしょう。この討論会は大統領選挙討論会委員会という NPO によって運営されています。日本の改訂前の立会演説会は公営でしたが、こちらは民間団体によるものです。

ここではテレビを通してこの討論が投票日直前の、いわゆるゴールデンタイムに行われ、多くの人々に見られていくということが意義深く思います。そしてその影響力はケネディの例にみるように大変大きなものです。現時点では、日本で立会演説会をしても、そもそも投票率自体が低いのですから、選挙にすら行かない人はまして立会演説会に興味を示さないということが起こりうるでしょう。そこで、テレビやインターネットの活用を積極的に考えてみるべきではないでしょうか。インターネットでしたら、いくつかの政策にそって、簡潔明瞭にそれぞれの政策を比較することも容易にできそうです。

ただし、この NPO である討論委員会による討論会という選挙のやり方に対する批判もいくつかあります。まず、この討論会が二大政党制の枠組みにはめ込まれた形で展開されるという批判です。アメリカには当然、共和党と民主党以外の政党もあるのですが、この討論会に参加できるのは 15 パーセント以上の支持を世論調査で得ている政党だけです。そのことをめぐって二つの政党以外の党から裁判が起こさ

れましたが、敗訴しております。

さらに前回オバマ大統領が再選された 2012 年の選挙における事例ですが、3 人の女性の高校生たちが、この討論会の司会者が例年男性なので、今回は女性にするように大統領選挙討論会委員会に、17 万人もの署名を集め訴えたことがありますが、それを委員会が受け取らず、問題となったことがありました。

このようなことの背景に、この討論会委員会の運営費は、共和党と民主党と関係深い企業から出されていると批判されることもあります。私たちの審議会では「第三者主催を含めた演説会の自由化」も求めています。この第三者が誰なのかが問われると思います。もしアメリカに於けるようにマイノリティ政党や、女性たちの意見が排除されるようなことがあれば、やはり何らかのルールが必要かと思います

あと、チェコではイギリス型とアメリカ型の間をとって地域の公開質問会が選挙の中心にしたこと、韓国、台湾はアメリカ型政策討論重視へ向かっていることなどが指摘できます。そしてそれらは各国で大きな政治的関心を有権者に引き起こしていると言われます。これは私たちが目指している「楽しい選挙」にもつながるのではないでしょうか。

さて、以上をふまえて具体的にどのようなあり方が日本において考えられるでしょうか。

まずは立会演説会を公職選挙法に抵触しないものとして復活させることです。その際、主催者をどうするべきでしょうか。第三者ならば、現在ある公職選挙法による規制を撤廃すべきですし、公営ならば以前の公職選挙法のようなものを何らかの形で戻す必要があるでしょう。

私個人はできるなら公営で、選挙管理委員会のもとでできればよいと思いますし、そのようなことができないならば、そもそも行政や政府というものは何なのだろうかと思います。しかし現状から言えば、やはり悪い意味でコントロールされたものになる危険性があることは十分認めます。ですから、現段階では、あれかこれかではなく、両者が必要なのでしょう。

その際、主催者が誰であるかにかかわらず、いかに自由と公平を担保するかが問われるでしょう。その意味で、そのルールはどうすべきでしょうか。若い有権者や新人、マイノリティにチャンスを与えるものとするためには、アメリカのように１５パーセントの支持を必要とするというよりも、例えば 1983 年以前の旧公職選挙法の立会演説会に関する規程の方が良いでしょう。このようにかつての条項で活かすべきものは活かすとよいと私は思います。

そして以前の立会演説会のように応援合戦、非難合戦にならないようにする最低限のルールも必要なのでしょう。たとえば、先に名前を出しましたリンカーン・フォーラムでは次のようなルールを設定しています。「２時間の討論時間は、基本的に有権者の出入りは禁止し、野次や暴言は厳しく取り締まることで、完全公平な運営を心がける」のだそうです。

さらに考えたいことは、この立会演説会の目的は、候補者の政策を「知る権利」の保証、ですから、候補者による一方的な演説ではなく、その主張する政策のメリット、デメリットを立体的に理解するための討論、質疑応答がそこで行われると良いと私は思います。ですから、候補者と有権者による公開討論会と呼んでもいいかもしれません。

さらにその知る権利が生かされることによって政治と選挙への関心が高まり、そしてさらに知る権利が求めらえるという良い循環を求めるためには、テレビやインターネットの活用が求められると思います。

最後に、これらの討論というものを成立させるには、民主主義の成熟が必要です。それは選挙方法だけで解決できることはなく、教育や市民運動など、より広い範囲での課題を含んでいると思います。

以上、一人の市民として思いつくまま挙げてみましたが、足りないことばかりと思いますので、どうぞ教えて頂ければと思います。

片木淳：どうもありがとうございました。それでは早速ですけれども、どなたでも質問なりご意見なり出していただければと思いますが。良ければどうぞ。

山口あずさ：意見という前に小島先生からメッセージが届きまして、前の会議が遅れていて、すみませんが今日欠席ということです。今のお話を伺って私自身の経験したことを、私は選挙に出たという立場でここに参加させていただいてますので、一つ思い出したことがありまして話をさせていただきたいと思います。商工会が開催する討論会というのは選挙の前にありまして、私、都議選にも出たことがありまして、その時に 6 人候補者を集めてというのがあって。その候補者が説明を受けるんですけれども、始まる前に。お互いに質問をするっていうことを言ったら、現職の二人が「それ嫌だ」と言ってゴネるというか。何かそれが彼らにとっての常識なのかなと思ってすごく違和感があって。私は市民活動家なので自分たちがイベントをやると会場から質問を受けてということは当たり前なんですね。ただ時間が押しちゃうので、予め質問の紙をもらって精査してから、でもそんなにヤラセみたいなことではなくて都合の良い質問を受けるわけではなくて、司会の方が面白いなと思うのを選んでっていうようなことはするんですけども。しかも、（今回は）お互いだけなので無茶苦茶な質問が来る要素っていうのは無いと思うんですけども、お互いに質問を受けるっていうことにその二人が嫌だということを言っていて、商工会の人が困っていたので、私が横から「何か困ることがあるんですか」って言ったら二人共黙ったので、予定通りお互いに質問するっていう計画通りにはなったんですけれども。だから、肝心な現職という言い方も変なのかもしれないんですけれども、現職でやってらっしゃる方たちが「お互いに質問するのを止めとこうよ」って言うのを、そっちが多数になっちゃったら 6 人候補者がいるので止めとこうよって 6 人が言ったら、それは無しになっちゃいますよね。でも市民側からすると変ですよね、そんな風に決まってしまうのが常識だっていうことが。だから民主主義を育てていこうとかって言った時に、卵が先か鶏が先か分かんないですけど、現職の方たちが討論を避けることが自分たちにとって都合が良いというような感覚っていうのは本当に情けないなって思ったんですね。

濱野道雄：ありがとうございます。きっとおっしゃるように現職にとっては、そこを掘り下げていくことを避けたい避けたいということが全体で流れていて今の形になっている要素もあると思うんですね。前回の安倍さんの党首討論のこともそうですし。ですのでやっぱりここは開かれていくということであれば、正に「何か困ることがあるんですか」ということで事柄中心でやっていく。そのことを立会演説会の復活だけがその方法ではないと思いますし、そこには色んな工夫が、以前に戻るということではなくて、必要だと思いますけど。でもそこであった要素というものをもう一回何か具体的に形にすることができればなと思った次第です。ありがとうございます。

片木淳：先程ちょっと濱野委員から言われたんですけども、公営にするという手と、第三者でやってもらうという二つの手があるんですけど、公営でやる場合はおそらくルールは法律に書くとか、条例に落とすとか、やり方はいろいろあると思いますけども、ルールが決められますのでその中で大体こんな手順でやると、ですから質問も有りだとか、やりとりをできるだけやってほしいというようなことを決める余地は大分ある、できると思うんですけども。第三者にやってもらう場合は、どういうやり方でそれをやっていくのかっていうような点について、今日の段階で中々具体的な話はこれからだろうと思うんですけども、濱野委員の方で何かイメージ、もうちょっと具体的にどういう風に仕組んだら良いのかっ

ていうこと、何かありますか。
濱野道雄：そうですね。公営であれば以前に法律があったわけですから、それをより良いものにしていくということがあるでしょうけど。そういう意味でも私は公営で、ある程度のことが根付く、民主主義的なことが根付いていく中にはあると良いかなとは思っているんですけど。ただ、たとえばリンカーン・フォーラムですとかが持っている、さっき極めて具体的な二時間の間出入りしないとかですね、そういうルールを作ってやっているところがありますので、そのようなことを学びながら。ただこれその会での約束事でしかないですよね。どうできるんですかね、第三者の場合は。
片木淳：まあ第三者ですから中々強制っていうのはできないでしょうから、それはさっきおっしゃったように国民の意識に待つということですね。ですけど市民側、我々の側から、政治家を見てる立場から言えば、そんな政治家とか政党は、質問嫌がるのかというようなのはどうかな、そういうのは落とせっていうようになるという風には思うんですけどね。それを期待したいと思いますけどね。引き続き何かありますか。良ければ他のこと。
山口あずさ：もう一つだけ気づいたこと。それは自分が有権者として、例えばテレビで全員出てこないと潰れてしまうというルールが公平だということになっているんですけど、出てこない人は何か都合悪くて出てこないだけなので、出てくるって言った人だけで、例えば都知事選なんかもテレビ討論なんかも行われるような。なんで全員出てくるということだけがフェアだっていうようなのも何かおかしな平等感覚かなっていう気がしてるんですね。だから、出ない人が一人でもいるとなくなってしまう、なくなってしまう方が都合が良い人に合わせているみたいな感じがあるので、そこら辺の感覚っていうのもちょっと違うんじゃないかなと思っています。
濱野道雄：一つのメタレベルではそういうことが言えると思うんですが、できればやっぱり聞きたいですよね。何を目指しているのか。そして分からないうちにということではなくて。要はそのメッセージは公開討論会だけではなくて他の所に、すでに、そこで多少マイナスだとしても、例えば知名度があるだとか、人脈があるだとかということでプラスのポジティブなパワーをしかも持っているわけですから、「公開討論会一個ぐらいはいいや」ということで、情報が分からない人たちは、若い人たちだとかは、「じゃあ、そっちかな」ということになっていく。ならば、メタレベルではそう言えるんですが、やっぱりできれば目指したい。ちゃんとわかった上でイエス・ノーをきちんと判断したい。そちらの方がより健全な気はするんですけどね。でも必ずしもそういう風に原子が整わなきゃいけないという風には世の中ができているとも私も思いませんので、それは分かりません。より何を目指すのかの話だと思います。
片木淳：ありがとうございました。他に。どうぞ。
三木由希子：ありがとうございました。いくつかお聞きしたいんですけれども、前の公職選挙法ですと「衆議院・・・、参議院・・・、都道府県知事の選挙については・・・」っていう規定になっていて、お考えになっていらっしゃるのは、この範囲なのか。それとももっと全体の選挙を指して、立会演説会を是非っていう話をされているのかっていうのをご意見としてお聞きしておきたいというのが一点です。それと後、これは濱野先生よりも片木先生の方がご存知かもしれないんですが、元々日本の選挙の仕組みの中で討論型っていう情報発信なんか全く想定していないっていう気がするんです。つまり、候補者の言っていることを伝えるルートとしては公的な色々な枠組みがいくつかあると。選挙公報もそうですし、それから政見放送っていうのも一定以上の選挙にありますし、それから公選ハガキっていうのも。つまり候補者の主張を伝える手段は公的には用意するんですけど、そこに討論っていう要素が挟まった

のがこれまで無いような気がするんですけども、それはいかがでしょうかっていう二点です、質問は。
濱野道雄：ありがとうございます。特に意識せずに、ごめんなさい、話を進めてきましたけれども、やはり私としては公職、かなり広い範囲で一般的に、それが通用すれば良いと思っています。ここにある旧公職選挙法１５２条より範囲を広くしたら良いんじゃないかと思っております。例えば、どこで私たちが今民主主義を学んできたかと言うと学校とかで生徒会だとか。あれは立会演説会をずっとやってきたという記憶があります。それで学んできたのに、それが実際の社会になると全くなくなっちゃう。あれは何だったんだろうという気がしますし、大体そこでみんなで話し合うことが、個人的なことで誹謗中傷するなら別ですけれども、より良い社会を作っていきたいという時に何が不都合なことがあるだろうかと思うわけですよね。事柄中心でいくなら。なので基本的に人を選んでいくという時には子どもたちから始めて色んな選挙がそうであるのが原則としてあって良いことなんじゃないかなと私は個人的にはそう考えています。
片木淳：今の問題はあれですね。ちょっと古いことは私も詳しくは知らないんですけども、おっしゃったように衆議院と参議院の地方区、それから都道府県知事。この三つについては立会演説会が義務化されていたと。ただそれ以外に市町村長と都道府県議会議員、それから当時は五大市ですけども指定都市の市議会議員についても、「条例で立会演説会を開催することができるものとする」とされていたと。これを任意制公営立会演説会と言うようですね。そういうことで全部立会演説会をやってたわけじゃないですが、濱野委員おっしゃったようにできるだけやるべきじゃないかと。特に立会演説会というか、二番目のご質問にあったように討論ということを大事にする公開討論会というような位置づけになれば、単なる演説じゃなしにね、そういうことであれば、どんなものでも可能であれば、できるだけ立会演説会、あるいは公開討論会をやっていくというのが宜しいんじゃないかと私は思いますね。それからこの会では何回も申し上げたんですけども、これは釈迦に説法ですけども、民主主義とは何かという時にいつも言われておりますのは討論だと。ディベートがなければ民主主義は成り立ちませんよと言う人がおって、それは欧米先進国では特にそうだということで、私もそうじゃないかと思うんです。それは単なる言い合いというだけではなしに、甲論乙駁という、賛成論と反対論という立場に立って、両者の違いはどこにあるのか、それをどういう理由で主張するのかという根拠にまで遡って事実をちゃんと確認して丁々発止で議論をするということがなけりゃ、それはもう民主主義は成り立ちませんよと。議会制民主主義は特にですね。議会の機能を活かしていくっていう点で。ということが言われてますし、それも目指すべきところじゃないかと思いますので、そうなりますとやはり討論型選挙をできるだけ進めていくというのが今後の道じゃないかと。日本人が一番弱いと言われているところですね。まあまあ、なあなあ、他人依存、稲作文化圏か何か知りませんが、個人が自己主張して相手と違いを鮮明にして議論する、議論が終われば一市民に戻って仲良くやるという訓練があまりできてないと言われてますので、そういう意味から言いましてもやっぱり公開討論会、特に私も今戸別訪問についてまとめたりしてるんですが、城倉さんに言われてやってるんですが。その過程でもやっぱり、全部そうだと思いますけども、結局、選挙というものは誰がやるべきものかと。北川先生がいらっしゃいますので、実践の方法をまた教えていただきたいと思いますが、釈迦に説法になりますけれども、選挙というのは誰がやるべきものなのか。候補者と政党だけがやるもんじゃないだろうと思います。国民、市民が選挙運動を自分たちも積極的にかかわってやっていくということ。「あの候補者良いじゃないの」とか、「あいつの政策はこういうことで良いじゃないの」とか、そういうことを市民自身も入ってやっていくという立場がどうも必

要じゃないかなと思っております。そういう観点から行きますと、やっぱり公開討論会というか立会演説会も、市民も主役になってやっていくという意味でどんどん討論をしていく。先程から濱野委員も強調されておられるところだったんですけど、それを私も成程なと感じておるところでございます。ちょっと司会者が長々と喋りました。どうぞ、城倉さん。

城倉啓：確認をさせていただきたいのは、第１部門の全体的な基調としまして、自由な選挙運動というところを大事にしていくという今までの議論はあったけれども、この件に関しましては自由勝手にやるんではなくて、我々の目指すところの討論型の民主制をある意味義務付けていくという、ちょっと自由とは違う質になる。原則に対して若干の例外という形になる。そういうようなものをお認めになるという、そういう確認が一つ。それに意味が有ると私は思っているので、それで良いと思いますし、確認をさせてもらいたいなという風に思います。他にも買収についてもある種の例外になってくると思いますしね、自由に対しての。そういった建て付けになるぞっていうことを一つ確認。それと、もう一つは質問なんですけれども、立会演説会または公開討論会をするとして、かつては一回義務付けだったんですか。そして今後例えば濱野さんが構想してるところでは、義務付けの回数というのは何かあるんでしょうか。そしてそれは、もちろんですけれども、選挙運動期間も撤廃しようという話もあってましたから、その辺りとの関連ではどの時期に何をというのがあるのかどうか、教えていただければなという風に思います。

濱野道雄：ごめんなさい。そこまで具体的なことを考えていないですけれども、古いものには後ろの方にずっとその規定が続いておりますので、逆にその根拠など教えていただければと思いますけども。ただやはりアメリカのものでも、色んな放送局で何回かに渡って収録されてたりとか、今トランプがそれこそ女性の司会者の討論会をボイコットして問題になったりしておりますけれども。何かそういう、ある種の伝わっていく回数だとか、複数回だとか、あるいは地域だとか、少し条件を変えてみるだとか。もちろん基本的に期間は、そのためには、ゆっくり考えていくために今よりは長く取る必要がどうしても出てくるんじゃないか。あるいは期間を定めないという考え方もこの会議で出てきて、それが良いのかもしれませんし、やっぱり今の限られた短い期間の中だと、これは難しいアイディアになっていくと思います。ですから、複数回で行う。そのためには期間も十分取れるような仕組みが同時に必要になってくるということは言えると思います。

片木淳：ちょっと私の方から補足させていただきますと、立会演説会公営。確かに役所がやるんであまり中身についてああだこうだと言われると規制の方みたいな印象を受けるんですけども、こういうように理解したら良いんじゃないでしょうかね。規制ということじゃなしに、役所がやるのはそういう場の設定だけをやると。なんと言いますかね、受身的というか。実際中身を充実させていくのは市民が入って、国民、住民が入ってやるんだという理解は一つはできるんじゃないかと感じがしますね。建て方でね。なぜここだけ役所が出しゃばるんだと言われれば。それともう一つは、私もまだ不勉強ですけど、立会演説会が 1983 年に廃止された経緯の中に、どうも一つ低調になってきたとか、野次で野次り倒すとか色んな弊害があったんですけど、その中の一つにどうも、その立会演説会、回数の問題と絡むんですけども、演説会の日程を決めちゃいますと、この日にどこそこで開かれる演説会へ出てこいという風にすると、候補者が自分の作戦通りの選挙運動ができない。「私はあんまりそういうところで票をかせぎたくない、獲得したくない。もっとこっちの山間部の方に行って人の来ない所でやる」とか、色々選挙運動の作戦や段取りがありますね。選挙運動期間の短さとも関連してますけども。それが縛られちゃうと

いう弊害があったという風にも物の本に書いてありますね。ですから立会演説会の回数をあんまり多くし過ぎると、ちょっとそこら辺自由を縛るような意見もあるので、私も具体案ありませんけども、そこはほどほどにするとかね。それから根本問題としては選挙運動規制を全廃しないことには、今の話は全部選挙運動期間の中で個人演説会を、しかも本人しかやっちゃいかんという風にしておる中での問題ですよね。選挙運動期間以前の選挙運動は、もちろん事前運動ということで罰則が適用されるという関係にあるわけです。政治活動としてやるということですね。そういう全体の全廃の話、我々の狙っている選挙運動規制の全廃という話と、過渡的な話とをどういう風に組み合わせていくかという、例のいつも悩んでいる問題ですけれども、そこを上手く書き分けていくということになるんじゃないでしょうか。これは又みなさんのお知恵を借りたいと。それから宜しければ北川先生、1983 年に立会演説会廃止。ご経験はあったんでしょうか。ちょっとそこら辺を踏まえて、もし何か感想のようなものがあれば、あるいはご提案のようなものがありましたら、お願いいたします。

北川正恭：あれは 83 年だったんですかね。私は 83 年に国会議員になっとるんですけど、その前県会議員してたんですね。それで立会演説会で官房長官をした藤波孝生さんて居たんですね。藤波さんに頼まれて、彼の代理の立会演説会に、彼の代わりで僕は出たことがあるという。そういうこと。それでやって、これは色々問題あるなと。僕もやった方が良いなと思いますけどね、なんでかと言いますと、自分の支持する候補者が演説したら、ざあっと、後、帰っちゃうんですよ。本当に凄い。ざあっと。そして今度自分がやるとなると、私は藤波さんの代理だから、面白くないわね、そんなもの。来ないわ。という風なこともあったという、そういう問題も含まれます。だけどそういうことばっかりでもない。盛り上がることも事実でね。みんながわあっとやりますから、色んな制約が加えられていくかも分かりませんが、私が経験したのは、わあっと去って次は自分の支持者が来て終わったらまたざあっとっていう、何と言うかデモンストレーションと言うか。みんなが寄って来てわあっとなって、やれあれが良かったとか、これが良かったとかになれば意義はより大きくなると思いますが、若干の問題があるなというのが体験者としては感じましたね。

片木淳：はい、ありがとうございました。どうぞ。

山口あずさ：テレビ中継とか、これは無いんですか。箱の中だけでやっててテレビで中継したりとか、そういうのは無かったんですか。

北川正恭：その当時、大体テレビはあんまり無かったですよね。僕がやったのは 40 年ぐらい前だと思うんですよね。だからそういうイメージが私がやった時は無かったというか、テレビ中継が流行るとかいうのは無かったですね。

山口あずさ：今だったらインターネット中継だとか、ツイキャスとかでその会場じゃない人も観れます。だから、それこそ選挙と関係の無い人も含めて観れるので、それなりに盛り上がるんじゃないかなと思うんですけど。

北川正恭：それは逆に言うと、会場に来なくても良いわけですよね。ネットで、こういう世界というというのもあって、そこは大きな変化だと思うんです。当時は何も無かったから一箇所に集めてやる。それが選挙運動の主力であったと言いますかね。そういう感じしましたね。

片木淳：だから廃止になった一つの理由にテレビ時代を迎えて政見放送やるんで、皆来なくなったという背景があるんですね。しかし、それに加えて、三年前からインターネット選挙が解禁ということでどんどんインターネットでは流せるということも出てきてますね。ですから我々が立会演説会、公開討論

会を打ち出すのには、なぜ生が良いんだというようなことをやっぱり強調せないかんのでしょうね。生で本人に目の前で会えるという。それはそんなに大勢の人が会うわけじゃないんだけど、そういう場面も必要であるということをどう理屈付けるのか、でないと、もういらないんじゃないかっていうことになりかねないという要素が一つあるんじゃないでしょうかね。他に何かありますかね。

山口あずさ：続けて同じようなことなんですけど、先程よその所で選挙の活動をしたいからそこに来たくないっていうお話なんかも、インターネットでそこの場所から中継してもらって、そういうのがテレビの時代だと装置産業っていうのがすごくお金がかかったのが、今、お金かかんないじゃないですか。要するにスマホ一個持ってれば良いという時代なので。そういうこともできますし、何か盛り上げ方すごくあるんじゃないかなと思います。インターネットが解禁になったことによって、映像が使えるようになったって、私たまたま興味があって調べたんですけども、個人演説会場で映像を流せなかったんですよね。インターネットが解禁になる前の法律では。それがインターネット解禁と同時に、個人演説会会場で映像が流せるようになったので、私はサテライト個人演説会を開催したんです。例えば都知事選の候補なんていうのは、西東京市って 23 区に比べたら人口が少ないんで、来てくれないんですよね。都心でやってる街頭宣伝を西東京市で中継するというのをやったんですね。10 人ぐらいですけど市民の方が集まってくれて、候補者の方とスカイプで一言ずつ会話してもらいました。参加者には喜んでいただけました。

城倉啓：事務局から良いですか。時間が押しているので、そして第二発題者の北川さんもいらっしゃっているのでローカルマニフェストの発題を先にしていただいて、また全体討論の時間も用意してますので、そういう形でここからは三木さんの司会でよろしくお願いいたします。

三木由希子：そしたら次の発題として第 3 部門から、北川委員からローカルマニフェストの頒布についてご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

北川正恭：ローカルマニフェストは、13 年の改正で配れるようになったという時に地方議員だけが配れないということになったと、こういうことでございます。従ってそれは地方創生時代に、本当に昔の中央集権の時代に執行部優先の地方の公共団体ということであったということから、地方創生時代になって二元代表間で機関競争しようという時に、やっぱり地方議会もきちっと政策で選べるような、背景は、同等の扱いをすべきだという、そういうことでございました。それでまあ、これは、川名さん、地方議員連盟、私共のマニフェスト地方議員連盟でやってるからって、こういうことですね。ここで一辺、これは推進すべきだと思うんで、もし何かあったら、あなたちょっと補足していただけると。彼が事務総長やられていて、私は事務局でございますんで。ということでございます。そこで実はこの問題はこの四月に衆議院の政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会で、自民と公明と民進による共同提案で衆参の委員会で公選法改正に関する附帯決議を全会一致で可決されてるということは非常に重要なポイントでございます。従ってこの際、我々も運動を起こして是非平等な選挙運動ができるようにしようという運動を始めているところでございます。そこでローカルマニフェスト推進地方議員連盟の代表というのが三人いまして、それぞれが単年度ごとの政策課題、目標課題を持っているという。そのうちの一人が公選法を改正して地方議員にもマニフェストは配れるようにしようと、こういうことでございます。究極の目的は、片木先生なんかがおっしゃってみえる、公選法べからず集から脱却してという、そういうことでございますから、途中段階だとは思いますけど、地方議員にもきちっとマニフェストは配れるように当然すべきだと、こういうことでございます。そこでローカルマニフェスト推進地方議員連

盟としては、まず来年の都議会議員選挙なんかを一つのメルクマールにしまして運動を続けていこうと。それで今年の九月と十二月の議会に、800 人ぐらいの地方議員連盟の方もいらっしゃいますので、それぞれ所属する議会で意見書をどんどんどんどん出してきてくれというお願いをして、現在取り組んでおっていただきます。大きな問題としては財政的な面でお金がかかるんではないかという心配の向きもございますので、これも本当は堂々と公費負担でということになりますけども、それを通すということが主題の目的であるとするならば、公費負担の面については条例で決めても良いというような余裕は残すかどうかということで、我々運動体としてはやりますけれども、国会議員の皆さん方はちょっとそういう点で若干議論があるということをお聞きいたしております。そういうことでございますから、来年の国会でそれを成案として得られればということでございますが、そういう提案になります。

片木淳：後何か。はい。

城倉啓：すみません。例えば、もし差し支えなければ中身的なもので、皆さんにお配りしてます、これは６月２７日の日付になっておりますけれども、この第１部門の審議会で小林幸治委員が提案した「文書図画による選挙運動の自由化～ローカルマニフェストの頒布」というのがあります。ここに改正内容を記しているんですね。特に下線が引いてあるところ。142 条をこういう風に変えたらどうかと。ただしこの時にはビラの枚数までは書いておりません。これについて、差し支えない範囲で構いませんけれども、ローカルマニフェスト推進連盟のご意見なのか、あるいは北川さん個人のご意見でも構いませんけれども、このような内容と似ているのか似ていないのか、ここはもうちょっとこうしたら良いのじゃないか、あるいはこの点が足りないのではないかなど、ご意見があったら教えていただけますか。

北川正恭：これ、川名さん、枚数まではうちは言っていないですよね。

川名ゆうじ：すいません。何枚が良いということまで議論はしていないんですが、今選挙ハガキってありますよね。我々の市議会選挙では大体 2000 枚配れるっていうことを考えると、その倍数の 4000 枚ぐらいが適当ではないかという議論にはなっています。先程北川さんからあったように、お金をどうするかっていうことが課題になってくるんですけれども、今市長が配れるマニフェストも条例で定めて、一体いくら自治体が負担するんだか条例が定めてますから、同じように地方議員の選挙もやればいいだけのことではないかという議論になっています。

三木由希子：そうしましたら、まず今ご報告いただいた内容とか、川名さんからも今、議論の状況として情報提供いただきましたので、それについてご意見とか質問がありましたら、まずお願いをいたします。

片木淳：折角の機会ですから私からお尋ねをしたいと思いますが、今お配りしてある６月２７日のうちの小林委員の作成の文書ですけども、ここにありますように経過現状ですね。そこの５行目、衆参両議院の選挙においてパンフレット・書籍、またはいわゆるマニフェストの作成頒布が法定化されたわけですね。これは北川先生、非常にご努力の結果で実現したわけでございます。お話にありましたように、これを、文書図画の規制、選挙運動規制、非常に厳しい公職選挙法を変えていく突破口の一つとして期待をしてきたわけですよね。それがまた拡大されまして、先程おっしゃったように 2013 年、下に書いてありますけども、知事および市町村長の選挙でビラの頒布が解禁されたということですね。今回はこれをさらに拡大して、議員、二元代表制の一つを担っている議員さんにも認めたらどうなんだということで、かなり国会の方では、その意見も強いようですけど、先程おっしゃったように経費的な面、公営選挙にするとすればどれぐらい金がかかるんだという、そこのところの議論が少し残ってるという風に聞

いております。しかし流れはそういう方向に行くし、行かせなければいけないと思うんですが。そこでお分かりであればということですが、私も歴史的に研究していないんですけども、衆参両議院は、これは本当のマニフェスト、パンフレット、書籍ですから、イギリスのブレアがやったように、あれは売ってるようですけど、パンフレット、書籍というものを出して良いと。こういう風に国会議員の方はなっているんですけれども、知事と市町村長はビラだということで、その中身はマニフェストって全然書いてないんですよね。まあビラを認めるから、そこに書いとけやっていうぐらいの感じなんですが、そこら辺はやっぱり経費の問題だったんでしょうかね。お分かりになってる範囲で、何か分かれば教えていただけますか。

北川正恭：私も詳しいこと分かりませんが。要するに紙の選挙からネットの選挙に変わるということが、相当大きな影響が出てきてると思うんですね。今ネットがどれぐらい進んでいるかというと、物凄く進んできたと思います。だから選挙も、明らかにネット選挙に変わるなという感じがします。ネット選挙に変わるというのはどういうことかと言うと、政策優先の選挙に必ずなるということで、マニフェスト型選挙にネット選挙。私もマニフェストやる時にはネット選挙は前提で考えておりましたが、そういう風なことになってきました。現在 18 歳の投票が決まって投票率が 51%でございます。19 歳が 39%でございます。ここに 12 ポイントの差があるということになった時に、今まであまり選管も教育委員会も公民教育とか投票率向上やってこなかったということがこの 12 ポイントの差に出てきているという風に思います。18 歳は社会経験乏しいですから何をもって投票に行くかということになれば、やっぱり彼ら彼女らは政策で選ぶ以外にないと、こういう話になると思うんですね。従って彼女らはスマホを自由に使いますから、そこで政策提供がどんどんできていけば良いではないかというところの法整備がかなり進んだということと、さらにそれを進めることが重要ではないかという風に思います。そこでマニフェスト研究所と地方議員連盟の皆さんなんかと一緒にやってるわけですけども、ネット選挙をやってみようということになって、要するにマニフェスト・スイッチ・プロジェクト。私がやってきた頃は紙の選挙媒体だったんですが、ネットを媒体にして進めてみてはどうかというので、どうぞ皆さんお持ちでしたらマニフェスト・スイッチ・プロジェクトというので検索していただいて、例えば沖縄県議選挙というのを開けていただくと、沖縄タイムスと組んだんですけども、マニフェストがフォーマット化されてまして、A地区で三人出てたら、三人が同じフォーマットでマニフェストを書くという、そういうこと。インタラクティブにぼんぼんぼんぼんできちゃうようになってきたわけですね。そのことを始めたら、政治学者とか行政学者とか選挙関係の学者の先生方はさることながら、それよりもっとこれは面白いゲームだとなって、ＩＴ業者がわあっと入ってきたわけで、彼らの頭というのは僕らとは全然違いますから一気に入ってきてこれは面白いということになって、これ大化けするんだろうという風に思いますね。結果、ネット選挙も 18 歳もマニフェストが選挙の決め手になってくると思います。となるとこれから選挙というのは、元々マニフェスト提唱した時はお願いから約束の選挙に変えましょうということですね。だから私はこういう政策、マニフェストを出しましたと。私の考え方に賛成の方はどうぞ一票入れなさいという話なんですね。私の政策と違ったらどうぞ他の人に入れたらどうですっていうことにしないと、お願いということになればいつまで経っても恩顧主義で情実の選挙になるだろうっていう、そういう風な気が頭にありましてね。それで政策で選ぶということにしておかないと、いつまででもポピュリズムですね。恩顧主義というか、利益誘導型の選挙は終わらないだろうと、そういうことがあったということでございます。従ってマニフェストは 18 歳選挙あるいはネット選挙に親和性が非常に高いと。こうい

うこととローカルの選挙こそ課題が明確になりますから、そこでローカル選挙こそ、これは首長選挙、議員選挙問わずですけども、非常に親和性が高いという、そんなことがあって、紙の方でもいわゆるマニフェストが配布、ビラでございますけれども、配れるようにする運動はやっていこうということでございます。しばらく頓挫してたんですけども、この四月に共同提案で出されて全会一致で附帯決議が決まってやろうというような雰囲気が出てきた。これを逃してはいけないのでマニフェスト地方議員連盟も代表者がこれを今年度の運動テーマにして今全国各地の議員さんに、自分たちの議会で意見書を採択して運動してくれと。代表の川名さんや皆さんは、国会で自民党に強い人は自民党に言ってくれと、そういうようなのが大体の流れなんですけどね。

川名ゆうじ：補足いたしますと、今、国会での決議が４月１日に出ているんですけれども、全国市議会議長会からもこのマニフェストを解禁してくれとの要望を出しております。要は議長会としても要望を出しているということになると反対する理由はなくなっているという現状かと思います。

城倉啓：その場合のマニフェストと言われているのは、ここで片木代表が言われている知事に許されているビラのことなのか、それとも 142 条の２であるパンフレットのことなのか、そこら辺はどちらでも良いという形なんでしょうか。

川名ゆうじ：本来であれば、冊子にして情報量を増やすべきだとは思うんですけれども、今の首長はＡ４一枚なんですね。Ａ４一枚を超えて議員が分厚い冊子を配れるとなると、違う軋轢があるのかなと。当初はＡ４でやっていくべきだろうし、その次のステップとして、首長も議員も変えていくというのが、筋道というか現実論かなと思っています。

山口あずさ：Ａ４のビラというのは、証紙を貼らないといけないものですか。

川名ゆうじ：そうです。

山口あずさ：パンフレットとかも証紙って貼るんですか？それは要らないんですか？パンフレットは何部まで出してもいいという法律になっているんですか？。

川名ゆうじ：パンフレットや冊子は政党が出すという形になっているじゃないですか。そこは極めて曖昧で、政党が出すと何十万部も出したりするんですね。今回の参議院選挙でも、政党が出すものは上限がないんだけども、逆に政党に属していない議員さんは何も出せない。ということがあるので、ここら辺は公平にやっていくべきなんじゃないかなと思っています。ただ、地方議員の選挙になると、なかなか政党選挙になりませんから、みんな統一したルールで大きさも書式も数も決めていくことが必要じゃないかと。そういう意味でもマニフェストの解禁を目指しているんですけれども、一方で中身が定まっていないんですね。地方議員のチラシをよく見ると、なんだか知らないおじさんがニコニコ笑っている写真だけとか、修正しまくりの写真だけが出てきて、結局政策がないと。これでは選びようがないということがあるので、Ａ４のマニフェストビラを配るのが第一。その次に内容をどういうものを絶対入れなくちゃいけないのかということを定義する必要があるんじゃないかなと思っています。その定義のモデルとなるのが、今北川さんがおっしゃったように、マニフェスト・スイッチ・プロジェクトで、候補者にこれとこれとこういうことを書きなさい、あなたの政策の優先順位は何で、何が優先されますかというのを定義づけてるんですね。そうじゃないと有権者は選べませんので、都合のいいことだけ言われてもしょうがないので、要はその定義をしていくこともこの先に考えなければいけないテーマかと思っています。

北川正恭：さっきのマニフェスト・スイッチ・プロジェクトですけど、沖縄の県議選のときに沖縄タイ

ムスと組んでやって、一応フォーマットがあって、それで選挙戦に臨むということでございました。マニフェスト・スイッチ・プロジェクトで沖縄県議選とか、神奈川でもやっているので、もしよかったら見ておいてくださいということでございます。

片木淳：今後の案文作りですけれども、どんな段取りで、国会で議員立法である程度進む感じもしますけれども。

具体の中身はどんな手順で固まっていくというのはわかりますか。

川名ゆうじ：今日は資料を持って来られなかったんですが、もう条例の改正案を作っています。で、法制局のチェックも受けているので、要は言葉の修正だけですから、何かのタイミングで議員立法を出してもらうという手筈にはなっています。

片木淳：うちも中間報告を秋に出すもんですから、その流れと全然違うようなことをあんまり言うといけないから。もし差し障りのない時期に中身を教えて…。

北川正恭：コラボレーションしてご一緒にやって整合していくという。これは最終の目標ではなく中途段階なので、コラボしたらいいと思うんですね。

片木淳：ありがとうございます。

三木由希子：そうすると今回はビラまでという。ただその先というのは、今回、法案を出す段階で、ある程度目標として掲げて、法案を出していくんですか。それとも、今回はここまでとして、終わったら次という感じの流れなんですか。

川名ゆうじ：我々が考えているのは、まず法案を変えないことには話が進みませんので、まずここを突破するのが第一。その中身について、国会で議論されても困るなというところが出てくると思うんですよね。国会議員の皆さんの視点と、地方議員の視点は違いますし、更に有権者の視点も違うと思うんですよ。だからまずは第一関門突破した上で、有権者の人が何を求めているのかが固まってくれば、一定のフォーマットも出てくるし。逆にそれを書いていない候補者というのは、どうなんだという世論が盛り上がれば、必然的にマニフェストという形に固まっていくかと思っています。

三木由希子：ほかに質問、ご意見ありますでしょうか。

山口あずさ：証紙を貼るっていうことは、みなさんどんな風に考えますか。あれ何のためにあんなくだらないことするのかなって思っているんですけど。数かぞえるためにやるんだったら、もう少し利便性のあることでできますよね。なんか一生懸命労働している訳ですよね。そこに生きがいを見出している人もいるかも知れませんけど。どうなんでしょうか、そこは。

川名ゆうじ：基本的にあれは、数の制限をしているという目的ですよね。お金のある候補者は何十万枚も出していて。それこそ、市民派の皆さんがポケットマネーでやっている人は１０枚２０枚しか配れないと共通になれないということで、何千枚という上限を決めていかないと、選挙資金によって左右されてしまうというのが根本的にあると思っています。

山口あずさ：上限があるのはいいんですけど、証紙を貼るっていう行為がとても無駄なことをしているような印象。証紙を貼ってくれる人がいないと、せっかくいっぱい作ったのに配れないじゃないですか。その証書を貼るということ自体を何とかならないものかという風に思うんですけれども。

片木淳：じゃあ、どんな方法があるかっていうことですよね。数をカチッと、悪いことをする人がいるかも知れないという状況の中でどうやって確認するかということですね。

山口あずさ：印刷代を持ってくれるという法律の建てつけになっていて、撮影費とか何とかと書かない

でくれと、込み込みで請求してくれと選管から言われたんですけれども。印刷代、印刷代と言うのであれば、版下だけ出せと、何枚刷ったのをこれだけ配りなさいと言って、だから印刷しちゃダメですということにすれば。その代わり何日までに出して、バサッと選挙事務所に届いてそれを配っていいとか。例えばですよ。それがいいかどうかっていうのは別で。裏で同じようなものを配ろうと、偽札じゃないですけど、やろうと思えばできるかも知れないですけど。

片木淳：だから、その案に対して公選法を通す国会の方でＯＫと言えば、そういう方法もあるかもしれないよね。2000 年の改正で、参議院の比例代表選挙を非拘束名簿方式に変えたんですね、私が選挙部長やっているときに変えたんですけど。その時に、扇千景さん（後の参議院議長）が同じようなことをものすごくきつく言われていましたよ。何万枚も全国でいちいち貼らないといけない、そんなことやっていられないと、普通の人は大体そう考えるんですけど。だけど、我々もいろいろ検討してどんな方法があるのかと、何か代わる方法、はんこをペタンペタンと押していくとかね、ある程度いろいろなことは考えた記憶はありますけど。結局代わる方法は無いということでしたね。だから、どんな方法があるんだということに対して、説得力のあるものがあれば、それに変えることについては、全然問題ないと思いますがね。

山口あずさ：国際的に見て、こんなことやっている国ってあるんですか。

片木淳：諸外国では、選挙運動規制を元々やっていないんだから、こんな国はない訳ですね。選挙運動規制を全廃すれば、全然問題ないんだけれども。文書図画を厳しく規制しているからこういう話になってくる訳で。究極の改正ターゲットはそこだと。我々の審議会もね、最初の申し合わせに書いてあるようにですね。そこはもちろん、ばかなことやっているという問題点があることは事実ですから、議論していく価値はありますし。まあ、過渡的な話として、本当にいい方法があれば変える余地もあるということです。

川名ゆうじ：先ほど選挙期間のお話があったんですけれども、我々にとって選挙期間が始まるとほとんど選挙は終わりなんですよね。要は選挙前に一体何枚配ればいいんだという話があって、実質的に選挙期間前にみんな何十万枚も配っているわけですよ。それ考えると選挙期間に制限している方が本当はおかしな話ですよ。その前にみんな配っているんだから。そう考えると、証紙なんか貼らないで制限を無くしていくというのが、一番わかりやすいかも知れないです。先ほどのような証紙を貼らないと上限どうのこうの言ったのは、あくまでも建前ですから、実質選挙している方としてはその前にもう何万枚も配っていますので、ほとんど意味がないというのが現状ですから。それを追認できるかどうかというのが、国会で決めるしかないかも知れないですけど、ポイントになるかも知れません。

城倉啓：ということは、ローカルマニフェスト推進連盟の方々も、文書図画も最終的には全部規制を外していくと、代表がおっしゃったように選挙運動を自由にしていくと、そういう方角については、私たちとおよそ同じようなことを考えていて、その手前としてローカルマニフェストの解禁という位置づけと考えていいですか。

川名ゆうじ：そこまでは議論は進んでいません。基本的には、今の選挙自体がおかしいでしょという話がそもそもあって、選挙を変えていくことで政治が変わるでしょと。その選挙を変えるには、先ほど北川さんがおっしゃったように、とりあえずお願いしますでやっている選挙自体がそもそもおかしいですから。ちゃんと自分のやりたい政策を示して、有権者が自分で判断してもらう。要はその選挙制度を変えることが、我々の目的というか目標になっています。

北川正恭：そもそものスタートはですね。国から地方を変えてもらうというバカな話はあるかということで。
地方から国を変えようというのが、一つの我々の考え方なんですね。地方はですね、首長は本来改革なんてできない訳ですね。法律や条例に縛られて執行するだけですから。民意の反映で国民の代表機関と言うのは議会だと。
だから、地方を変えるのは地方議会から変えるということにメインがいかなければいけない。地方議員が選挙に立候補するときに、政策で選べないようでは話にならないので、国と地方の差別をまず無くすことだという論理構成でなっているという、そういうふうにご理解をいただいた方がいいなと思う訳でございます。
三木由希子：そうですね。多分今、川名さんがおっしゃったことと、北川さんがおっしゃったことと、今第３部門で議論していることっていうのを、全部方向性同じですよねという確認を始めると、多分一緒にできないという話になると思うんですね。つまり、選挙活動の改革というのと、選挙の仕組みそのものの改革は、やっぱり中身が違うところがあって。マニフェストどうするかとか、立会演説会どうするかというのはどちらかというと、選挙運動・選挙活動・政治活動そのものをどうするかという話なんですけど。一方で、第３部門で今話しているのは、そもそも選挙制度そのものも地方議会選挙も都道府県も市町村もそうですし、かなり今の制度に無理が来ているということで、選挙制度そのものも改革する必要があるのではないかという議論をしている訳ですよね。方向性として全部一致していないとできないというよりは、この点については一緒にできるという点があれば、そこだけ一緒にまずやって。ほかに一緒に議論ができることがあれば、順次やっていきましょうというスタンスでいいのではないかと思います。なので、実際にローカルマニフェスト議員連盟のみなさんと議論を始めると、市町村議会選挙どうするとか、選挙制度どうするとか、都道府県議会議員選挙どうするっていう議論を私たちしていますので、多分色々な議論になるかと思っていますので、それぞれ考えていることがある程度幅があっていいと思いますので。是非、ローカルマニフェストのところは、先ほど川名さんおっしゃったように、突破口としてまず変えることが大事というところからスタートして、本来であれば、ここまでやりたいよねっていうのを出しながら法案出すっていうのがひとつの方法ですけれども、あまり国会で議論しない方がいいということであれば、やはりわりと規定ができないということで法案出すというのも一つの技術だと思いますので、それはそれでのみ込むというのでいいのじゃないかと個人的には思います。
ほかにご意見、質問などありますでしょうか。
片木淳：委員のほかの方からも、そろそろ時間もありますし、立会演説会についても傍聴の方、市民代表の方からまだ意見いただいていませんので、どちらの問題でも結構ですので、もしよかったらどうでしょう。
傍聴者 A：立会演説会ですけれども、さきほど山口さんからもお話ありましたが、青年会議所が各地で立会演説会みたいなことをやっていますけれども。これは、合同個人演説会という形でやっているのでしょうか。あるいは、テレビ討論も少ないとは言え、候補者のテレビ討論とかも行われていますけれども、それもやっぱり合同個人演説会という形なんでしょうか。83 年に改正された法律だと、いかなる名義でも行えないという厳しい禁止の条文になっていますけど。どういう名目でやっているんでしょうか
北川正恭：あれは、多分合同個人演説会ということにして名目でやっていると思いますね。実態は演説会というよりは、討論会という形式になりがち。だから、時間何分制限するとかという、平等性がある

からということだと思いますけれども。そういう制限はかかっていると思いますけれども。
山口あずさ：期間中じゃないですよね。青年会議所のは、選挙期間直前に開催なので、この法律とは関係ない話です。
濱野道雄：期間前でできることで、それでやっていて。実際に合同でということならばできる訳だから、それでやっているパターンもあるということですね。
片木淳：さっき申し上げたようにですね、選挙運動期間に入りますと個人演説会という形でやる訳ですけど。それは、第三者主催はいけないというのは、濱野委員の資料の１ページですね、現状の 164 の３条の２項にですね、「公職の候補者以外の者が二人以上の公職の候補者の合同演説会を開催すること、候補者届出政党以外の者が二以上の候補者届出政党の合同演説会を開催すること及び衆議院名簿届出政党以外の者が二以上の衆議院名簿届出政党等の合同演説会を開催することは、前項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。」とあるので、第三者がやったら合同演説会をやることは禁止なんですよ。だから今、第三者主催じゃないですね、候補者個人の方々がそれぞれ主催でやって、それを一緒にやっているという、ちょっと工夫して相当苦労されているらしいですよね。そういう形でやっていると聞いていますね。選挙運動期間に入った時にはね。それ以前は事前運動になってはいけませんから、誰々に入れてくれという言い方はダメですね。ですからあとは政治活動として政策を争うという形のやり方をするならできるという、公職選挙法の建て方ということですね。
三木由希子：ほかにご発言されたい方おられますか。
桂協助：第２部門の桂です。立会演説会のところで、濱野さんの資料の１ページの＊印の二つ目のところで、『「人物」中心の選挙から、「政策」中心の選挙に変わる』ということですけれど。人物も大事なので、「政策」と「人物」という対比の関係ではなくて、やはり「人物」にしましても、思想信条とかとともに「政策」もその人自体のものとして「人物」の中に含めてですね、判断をするという面もありますので。「人物」と「政策」という対比にはならないのではないかと思います。どなたかおっしゃったように、利益誘導であるとか、業界の代弁であるとか、そういったことではなくて「政策」の選挙というようなことではなかろうかという感じを持ちました。
それから、実際に 83 年以前になされていた訳ですけれども、私も 20 代とか 30 代の頃、立会演説会に行きましたけど。60 年代のあたりでは随分活発で、その頃目黒区でしたけれども公会堂が満杯になるくらい盛況でした。開催場所も何か所か期間中にセットされて、主だった所で開催していたという記憶があります。ただその後、先ほど北川さんのお話にもありましたけれども、個別に候補者が順次演説して、終わるとその支持者がどっと帰るようなことが非常に顕著に見られるようになってきましたね。そのことを覚えていますね。当初はそういうことはなかったように思いますけどね。だんだんそういうことが出ていったと思います。これを実際に実施するには、どういう運営をしていくかという、公平な運営をどうやって保つのかというその辺の工夫というのが、市民サイドでも非常に重要になってくるのではないかと思います。かつて起こったようなことがないようにですね、公平な第三者機関というものが、市民サイドでどれ位作れるかということがとても大事だと思います。
三木由希子：ほかに発言希望される方おられますか。
片木淳：今日は日本国民救援会中央本部の鈴木さんもお見えなんですが、何かありましたら、ひと言お願いしたいと思いますが。
鈴木猛：日本国民救援会という団体の鈴木です。大変勉強になりました。立会演説会の復活についても、

ローカルマニフェストについても、大変大事だと思いました。私個人としては、選挙というのは自分の暮らしや、日本の行方を考える上で大事な機会だと思うんですけれども。普段暮らしていると、多くの市民はなかなかそこまで頭が回らないと思うんです。選挙の時こそ本当に真剣に考える。そのためにも多くの情報が知りたいということと、対話ということが大事だと思うんです。なぜかと言うと、マニフェストもそうですけど、アメリカの選挙を見ていても、政策が変わっていく、つまり主権者と候補者が対話することによって、自分の政策を練り上げたりとか、より発展させるということが起きてくると思うんです。そういった点で言うと、立会演説会というのも面と向かって候補者同士が意見を交わすという機会になります。マニフェストは自分の政策を思い切って市民に問いかけるという点では大事だと思うんです。ただ、マニフェストも固定したものでなくて、やはり主権者が政治を決めるという点では主権者が候補者そのものの考え方にも影響を与えるということがとても大事だと思っているので。その点で、この二つの課題は大変大事だと思いました。

片木淳：ありがとうございました。それでちょっと戻って細かいことですが、聞こうと思って忘れていたので。濱野委員にこの資料のですね、他国の例と課題、イギリスとかということで、状況を教えていただいたんですが、これの出典と言いますか、この情報は色んなものから採られたんですか。

濱野道雄：そうですね。いろいろなものからパラパラとそれぞれのどういうやり方をしているか、特にイギリスものは色々な本がありましたので見て。それからアメリカのものもいろいろなもので見ましたね。

片木淳：はい、ありがとうございました。と申しますのは、私もぼつぼつ始めているんですが、中間答申か報告かに向けてですね、説明資料を作っていかなければいけないと。それぞれのテーマごとにですね。体裁を今、城倉さんの方からも大体全体会議の時に決まった様式を示していただいているんですけれども。その時に、ものによって皆さん書き方が違うと思いますけれども、やっぱり世間に対して根拠ある立論をするということになると参考資料か出典か、何かその辺も大事だなと。我々が勝手に思いついたことを並べるのでは迫力がなくなる、というので。ただ、あまり細かく学者の論文みたいになっても読む人がいなくなりますから、程ほどでいいとは思いますが。やはり参考文献の並べ方をね、今後煮詰まってきたら皆さんで議論した方がいいんじゃないかというのが頭にあったものですから。最終的に中間報告にもっていく場合には、根拠・出典をうまく書ければと思っております。

三木由希子：今の片木さんのお話の補足としてですね、国政レベルの選挙なのか、地方の選挙なのか、どのレベルでどうなのかを整理するのは大事なのかという風には思うので、ちょっとそこの情報をどうやって丁寧に拾っていくかということも、特に国外の例を出す時には、気を付けた方がいいかなと思うので。その辺をどうしたらいいかは、多分事務局中心に少し調整をしていただいた方がいいかと思います。

では、太田さんどうぞ。

太田光征：第２部門の太田と申します。立会演説会が義務なのか、権利なのかという点について言えば、やはりそれは権利として規定した方が良いのではないかと思います。アメリカ大統領の討論会は、権利ですよね。義務じゃなくて権利ですよね。ですから、権利として規定すれば、全員が揃わなくても構わないということになりますから。これは、むしろ都合が良かろうかと思います。以上です。

三木由希子：じゃあ、山口さんどうぞ。

山口あずさ：また、自分の体験談をちょっと言わさせてください。選挙運動をしていて、候補者同士が

かち合うことってあるじゃないですか。その時に、私は二人が時間調整をしてどちらかがお先にとかじゃなくて、二人が話すと面白いんじゃないかと思ったんです。それに付き合ってくれた人が一人だけいたんですけど、私が選挙やっている時に。大抵は、嫌われて去っていくというか、あまり相手にしてもらえないというのが、選挙風土の悲しいところかなというのがあって。あといろいろやろうと思って、駅頭アゴラ…アゴラって広場ということで、ギリシャの直接民主制の時にはアゴラに集まって、みんなで決めていたというので、駅頭アゴラっていうのをやりたいと勝手に思いまして。本当は候補者が何人かいて駅頭で議論できたらいいなと思って誘ったんですけど、

ほとんど候補者の人が相手にしてくれなくて、しょうがないから立候補したことのある友人を呼んで来て３人ぐらいで。早口すぎてよくわからないとあまり評判は良くなかったですけど、一人か二人の人は立ち止まって聞いてくれて、あとからテレ朝の朝まで討論会みたいなことを駅頭でやっているみたいだったと言われました。聞いていてくれた人は面白かったみたいですけど、通り過ぎて行く人にはうるさいだけで、評判はあまりよろしくなかったですけど。そんなことをしている時に、いろんなことを教えてもらって、大阪の方か、関西の方で公開討論会を市民主催で公園でやっているというんですね。公園だから、偶然通りかかった人に見てもらえる。

箱物に人を呼ぶのは非常に大変で、なかなか集まってくれないと。だから公園でやっていると、面白がって見てくれるとか。いかに興味を持ってもらえるか。朝まで生テレビとかって、私はあまり見てないですけど人気のある番組で、出演者が議論を戦わせるみたいなのって人気はあるじゃないですか。そういう丁々発止で、自分の地元の問題として議員になろうとしている人たち同士が、駅頭とかで話ししていて、バス待っている人がなんとなく聞いているみたいなことが面白いというようなことをプロデュースするようなことができれば、なんか変わっていくんだろうなと思っています。

三木由希子：ありがとうございました。今回、都知事選挙でそのようなことを、合同演説会を個人合同演説会としてやっておられる候補者の人たちがおられまして。今も個人合同演説会であればそういうことをやれるんですよね。逆に言うと、候補者の人たちにそれが政治活動だっていうご認識がないということですかね。ということは、やっぱり仕組みを変えることで、ある程度そういうものを選挙運動とか、選挙活動の中に入れ込んでいかなきゃいけないということなのかなとも思います。城倉さんどうぞ。

城倉啓：事務局的に次回のこともあるので、ちょっとまとめさせていただくと。ローカルマニフェストについては、私どもとしては小林幸治さんから出しているものを中心にして、私どもの体裁に合わせて中間答申の中身にしていって、その時にローカルマニフェスト推進連盟の方々とも一緒に何かコラボレーションできればいなという風に思いますが。詳細はまた後でということでいんじゃないかと。それと、立会演説会につきましては、規制の撤廃にするか、公営にものに戻すか、二つお出しになられたけれども。この議論の推移でいくと、どちらかというと公営でやっていく、仕組みを変えていく、そういう方角が皆さんの求めているところのように思うので。

今後そちら側の方角で、もう一つ法律をどのように直すのかという具体作業に入っていくと。その際に今日出た色々な話、先ほどの場所の件も面白い話でしたけれども。ルール化ですね。どのようなルールが良いのかというところを、実際に条文を作ってみて考えていくと。これをもしですね、どなたかが委員の方で担当してくださると、私たちはとても助かりますけれども。

片木淳：今の点ですけどね。民間の立会演説会、公開討論会ね、全く無しにするとうのは、ちょっとさびしいんです。今日の流れは公営中心に議論しましたけどね。可能であれば、民間主導のものがあって

もいいんじゃないですか。まあそれは書き方の問題だと思いますけどね。あんまり、ブチ切るというのもどうかなと思うんですけど。

濱野道雄：民間のものも、私の今回の意見としても両方をということで書きましたので。その時に提案する新しい方法の中に、それをも権利としてありだということをはっきりと書いていくものを入れていくということでどうでしょうかね。

三木由希子：私も基本的には同意見です。ただ、今、個人合同演説会はやろうと思えばできるのに、事実上やっていない、できていないとうところが、結局候補者同士が主催しないとできないからっていうところもありますよね。だから、誰かがこの指止まれで言って、候補者に呼び掛けて合同演説会みたいなものを、今の制度ではやはりできないので、結局リンカーン・フォーラムのように公示前にやるというような仕組みになっちゃっているということだとすれば、その仕組みを変えるということもあり得るのかなと、お話を聞きながら思っていたんですが、どうですか。

濱野道雄：そうですよね。候補者の方がやろうと思えばできることになっている訳ですよね。だけれども、今のままで言えば、現職としてはある意味ボロが出るのが嫌だからしないと、いうような形になっていく。だからこれは、逆に有権者が知る権利、有権者がきちんと判断していく自由、それを得るためにやっぱりこれはある意味結果的には、現職に対しての規制をかけるというような話になっていくんでしょうかね。法律的な形で、条例かも知れませんけども。

太田光征：あの権利として定めた上で、例えばＮＨＫに放送の義務を課すというようなことも考えられると思います。

川名ゆうじ：すみません。立会演説会、ちょっと考えて欲しいのは、例えば武蔵野市議会議員って選挙に４０人とか５０人出るんですよ。５０人出て、ひとり１分で５０分ですよね。それで成り立つのかっていう視点も入れていただかないとちょっときついのかなって思いました。

三木由希子：それは、ごもっともで。先ほどご質問したのは、それもあって、つまり市町村議会まで落とすと、例えば私世田谷ですけど、８０人候補者が立つという世界で、多分立会演説会って成立しないかなと思うんですよね。今の選挙制度の仕組みそのものがいいかどうかっていう議論も、第３部門でしていてですね。少し改革のしようがあるのではないかというところもあって。その提案は多分、立会演説会どうするとかということと少し関わってくるのかなと思うので、そこの問題意識は共有していますということで。多分、都道府県議会選挙と政令市議会選挙までは大丈夫だと思うんですね、あと首長選挙と。問題は市町村選挙ということだと思うので、そこは問題意識として共有しています。

山口あずさ：個人演説会ということで補足させていただきたいんですけれども。選挙期間中にもしやるとしたらですね、候補者になってから市民会館とか公民館とかっていうのはタダで使えるっていう法律があって。空いてさえいればタダで使えるんですけど、候補者になってからでないと予約できないので、選挙期間が短いと予約できましたというところから、どうアナウンスするのかという。今の法律だと市議会議員はビラも配っちゃいけないし。だから個人演説会ができるとは書いてあるんですけど、まず宣伝がしにくい、ネット上ではできますけど。それともう一つ、もし今の個人演説会を拡大するのであれば、外で出来ないんですよね。部屋の中でしかできないので。外でやって良くって、例えば映像映していいとなると面白いと思います。選管に、ビルの壁に映像映していいかって一回聞いたことあるんですけども、ふたつ返事でビルの壁に映すのは、公選法違反ですと言われました。例えば、私は、三宅洋平の選挙フェスを、どこかのビルの壁に、そこら中で写せば面白いだろうと思ったんですけど、それは公

選法違反で出来ませんということでした。外で映像ながすのは、全然お金かからないんですよね。昔、お金がかかると思いこんでいたことというのが、だいぶ変わってきていて。印刷屋さんにはかわいそうなんですけど、ネットで印刷すると、版下まで作ればかなり安く印刷物も出来ますし。幟なんか 980 円でできたりするので、そういう物のお金のかかり方自体がだいぶ昔と変わっているので、そこら辺のお金がかかるということの切り口というのが、前提条件自体が変わっちゃているんじゃないかと思います。

三木由希子：はい、ありがとうございました。出なきゃいけない時間の 10 分前になっているということで、どうしますかね。何か事務局の方からお知らせ、確認等ありますか。

城倉啓：立会演説会についての原案を作ってくださる方がどなたかいらっしゃると助かるということですね。

片木淳：やはり、濱野先生にお願いをして。もちろん、皆さんにまた回す訳ですからね。好きなことを言わせていただくことになるかも知れませんが。すみませんけど、これだけまとめていただいたので、お願いしたいと思います。

三木由希子：そうですね、条文案というよりは、要綱的にポイントをまずちょっと出していただけると、おそらく色々な意見が出てくるのではじゃないかなと思いますので。まあ条文案というよりは、簡単な要綱というかポイントをお願いできればと思うんですがいかがでしょう。

濱野道雄：はい、今日は皆さんのご意見をお聞きしましたので、さらにもう一歩具体的に進めさせていただけるならば、させていただきたいと思います。ただ、法律の専門家でも何でもないので、こんな形になるかなということで、手探りでしてみたいと思いますので。そして、83 年以前のものもありますので、これは良かったとか、これはやはりもうない方がいいとか、そんなことも考えながら検討させていただければと思います。

三木由希子：片木先生最後に何かございますか。

片木淳：司会の一人として、濱野委員と北川委員にはお忙しいところ時間を割いていただきまして、発題をしていただきましたこと、あらためて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。今日はこれで終わりにしたいと思います、どうもご苦労さまでした。